

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	珠洲市

珠洲市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 珠洲市役所産業振興課
所在地 珠洲市上戸町北方1字6番地2
電話番号 (0768) 82-7767
FAX番号 (0768) 82-7802
メールアドレス nougyou@city.suzu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣類（イノシシ） 中型獣類（キツネ、アナグマ、ハクビシン） 鳥類（カラス、ヒヨドリ）
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	珠洲市

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
大型獣類 （イノシシ）	水稻	被害面積：95.5a 被害金額：968千円
中型獣類 （キツネ、アナグマ、ハクビシン）	野菜	被害面積：家庭菜園のみの為未集計 被害金額：家庭菜園のみの為未集計
鳥類 （カラス、ヒヨドリ）	野菜	被害面積：家庭菜園のみの為未集計 被害金額：家庭菜園のみの為未集計

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

<p>○ 大型獣類（イノシシ） 被害の状況に応じて電気柵を設置し、中山間地域を中心に被害が減少してきているが、イノシシの生息数の増加に伴い平野部にも出没し、被害が発生している。</p> <p>○ 中型獣類（キツネ・アナグマ・ハクビシン） 市内全域の家庭菜園の一部で被害が出ているものの、対策を講じる程の被害が出ていない。</p> <p>○ 鳥類（カラス・ヒヨドリ） 市内全域の家庭菜園の一部で被害が出ているものの、対策を講じる程の被害が出ていない。</p>
--

（注） 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
大型獣類	被害面積	95.5a	66.8a
	被害金額	968 千円	677 千円
中型獣類	被害面積	未集計	現状維持
	被害金額		
鳥類	被害面積	未集計	現状維持
	被害金額		

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲員の確保と育成・ 捕獲技術及び知識の向上・ 解体講習会の積極的参加	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲後の鳥獣の処理方法
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 侵入防止柵の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 侵入防止柵の維持管理

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

わな免許取得者の大幅な増加に伴い市内全域で捕獲を実施し、捕獲頭数も大幅に増加した一方、捕獲後の処理方法に苦労している。今後ジビエの普及等につなげて行くために捕獲から解体までの作業が、狩猟者全員ができるように解体講習会への参加を呼びかける。また、個体数の増加に伴い平野部の農地に被害が出てきているため、侵入防止柵の設置を促し、人と鳥獣の棲み分けを推進する。

捕獲したイノシシの処理について、大半を捕獲者による埋設処理で行っているた

め、埋設にかかる労力が非常に大きく捕獲者の負担となっている。この負担を軽減させるため、捕獲イノシシの処理施設を建設してさらなる捕獲の推進を促す。

◇ 大型獣類（イノシシ）

個体数の増加による生息域の拡大が想定されるため、早期の対策が必要

● 捕獲技術の向上

● ジビエの普及に向けた解体技術の向上

● 侵入防止柵の設置

◇ 中型獣類（キツネ・アナグマ・ハクビシン）

● 集落全体で取り組む被害状況の把握と情報提供

● 箱わな等での捕獲により、個体数を調整し、農作物への被害を抑制

◇ 鳥類（カラス・ヒヨドリ）

● 集落全体で取り組む被害状況の把握と情報提供

● 銃器等での捕獲により、個体数を調整し、農作物への被害を抑制

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大型獣類、中型獣類、鳥類	有害鳥獣捕獲隊による捕獲
--------------	--------------

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	大型獣類	捕獲技術及び解体技術の向上
	中型獣類	捕獲技術の向上
	鳥類	銃器、わな等による捕獲
令和3年度	大型獣類	捕獲技術及び解体技術の向上
	中型獣類	捕獲技術の向上
	鳥類	銃器、わな等による捕獲
令和4年度	大型獣類	捕獲技術及び解体技術の向上
	中型獣類	捕獲技術の向上
	鳥類	銃器、わな等による捕獲

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数等は、農作物等の被害状況を勘案し設定

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大型獣類 (イノシシ)	1000頭	1000頭	1000頭
中型獣類 (キツネ、アナグマ、ハクビシン)	5頭	5頭	5頭
鳥類 (カラス、ヒヨドリ)	5羽	5羽	5羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害鳥獣捕獲により、農作物被害の状況を勘案し実施

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃による捕獲をしてもらうため、捕獲隊員に銃免許の取得及び積極的な捕獲をしてもらうように呼びかけをする。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大型獣類 中型獣類	電気柵 30, 100m	電気柵 25, 000m	電気柵 20, 000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	大型獣類 中型獣類 鳥類	被害防止対策の普及啓発 ● 侵入防止柵の設置 ● 集落における点検作業の強化 ● 捕獲檻の導入
令和3年度	大型獣類 中型獣類 鳥類	被害防止対策の普及啓発 ● 侵入防止柵の設置 ● 集落における点検作業の強化 ● 捕獲檻の導入
令和4年度	大型獣類 中型獣類 鳥類	被害防止対策の普及啓発 ● 侵入防止柵の設置 ● 集落における点検作業の強化 ● 捕獲檻の導入

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

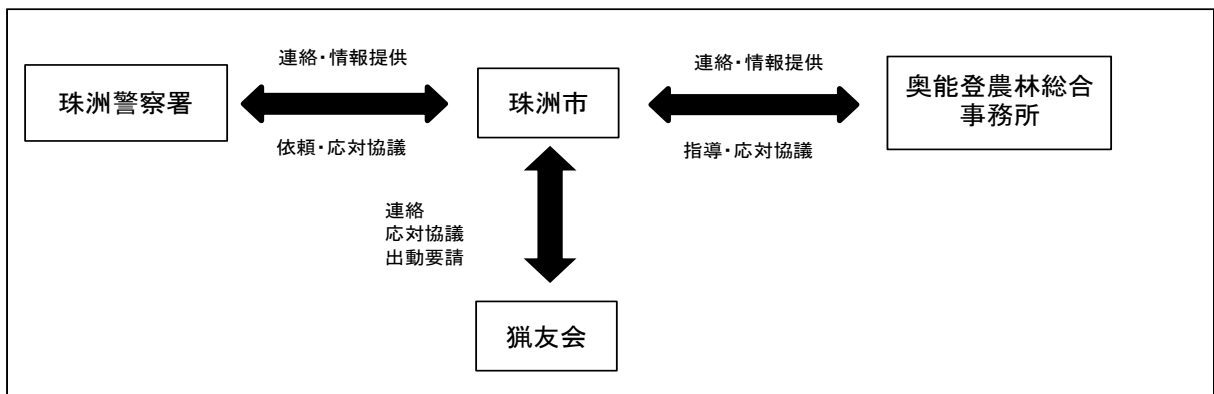
関係機関等の名称	役割
珠洲市産業振興課	・被害情報の確認と猟友会など関係機関との連絡調整及び情報提供
珠洲市危機管理室	・住民の安全確保
石川県猟友会 珠洲支部	・有害鳥獣の捕獲及び巡回・警戒
珠洲警察署	・被害情報の提供と捕獲の協力、巡回、警戒
奥能登農林総合事務所	・被害情報の提供と把握

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、ジビエの普及に繋げるため、解体講習会の参加を促し、なるべく肉としての利活用(自家消費)に努める。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣は、ジビエの普及に繋げるため、解体講習会の参加を促し、なるべく肉としての利活用（自家消費）に努める。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策会議の名称	珠洲市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
石川県奥能登農林総合事務所	出没、被害及び生息等の広域情報の共有化 鳥獣被害対策への技術的支援 被害防止技術の普及啓発
石川県奥能登農林総合事務所 珠洲農林事務所	出没、被害及び生息等の情報収集と提供 被害防止技術の普及啓発
石川県農業共済組合	出没、被害及び生息等の情報収集と提供
珠洲市農業協同組合	出没、被害及び生息等の情報収集と提供 農作物及び農地の管理指導 被害防止対策の普及啓発
すず農業振興協議会	出没、被害及び生息等の情報収集と提供 農作物及び農地の管理指導 被害防止対策の普及啓発
能登森林組合珠洲支所	出没、被害及び生息等の情報収集と提供 林地等の保全・管理と指導
石川県猟友会珠洲支部	出没、被害及び生息等の情報提供 有害鳥獣捕獲・駆除の実施
珠洲市産業振興課	協議会事業に関する情報連絡及び調整 被害防止技術の普及啓発

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術等の情報提供
石川県自然保護課	鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術等の情報提供
石川県農業安全課	鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術等の情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と、出没や捕獲等の情報を共有
人的被害を未然防止するため、電気用品安全法の技術基準を満たす電源装置を購入し、設置を実施する集落については、設置完了後の現地確認に加え、リーフレットや文章を通して、安全面について幅広く住民に注意喚起を促す。また広報などでも周知する。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。